

**至 急**

島 教 保 号 外  
平成 2 3 年 1 月 2 6 日

各市町村教育委員会教育長 様

島根県教育庁保健体育課長  
( 公 印 省 略 )

### 高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（通知）

昨日、環境省から、1月14日に松江市で回収したキンクロハジロ1羽の死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザ・強毒タイプが確認された旨公表されました。

つきましては、各学校・園の設置者におかれては、設置する当該学校等に対して、下記の留意事項を参考にして、適切に対応するよう改めての指導をお願いします。

なお、鳥類を飼育している学校等を所管される教育委員会におかれては、別途、鳥類の飼育状況調査を実施しますので、ご協力をよろしくをお願いします。

また、別添写しのとおり、文部科学省から高病原性鳥インフルエンザに関する対策等についての事務連絡がありましたので、内容をご確認ください。

#### 記

##### 1. 情報の積極的な収集

島根県及び島根県教育委員会のホームページでは、逐次新しい情報を提供するので、積極的な情報の収集に努めること。

##### 2. 手洗い、うがいの励行

児童生徒に対し、日頃から、手洗い、うがいなどの一般的な感染症予防対策を徹底させること。

##### 3. 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底

野鳥には近づかないこと。万が一近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。

野鳥の排泄物等には触れないこと。万が一触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。

死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、学校や教育委員会、獣医師、家畜保健衛生所または農林振興センターに連絡すること。

不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

##### 3. 飼育動物の適切な管理

学校で鳥類を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。また、放し飼いは行わないようにするとともに、飼育施設の点検（トタン屋根の設置、ネットの破れの点検等）および飼育動物の異常の有無の定期的な確認を行うこと。

あわせて、飼育施設の周囲に餌や生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かないこと。

##### 4. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、これまで鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はないこと。

鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂等に惑わされず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

本件連絡先 教育庁保健体育課  
健康づくり推進室 菅原・千原  
電話 0852-22-5425  
FAX 0852-22-6767

**至 急**

島 教 保 号 外  
平成 2 3 年 1 月 2 6 日

各県立学校長 様

保健体育課長

### 高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について（通知）

昨日、環境省から、1月14日に松江市で回収したキンクロハジロ1羽の死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザ・強毒タイプが確認された旨公表されました。

つきましては、貴校におかれては下記の留意事項を参考にして、適切に対応するよう改めての指導をお願いします。

なお、鳥類を飼育している学校については、別途、鳥類の飼育状況調査を実施しますので、ご協力をよろしくをお願いします。

また、別添写しのとおり、文部科学省から高病原性鳥インフルエンザに関する対策等についての事務連絡がありましたので、内容をご確認ください。

#### 記

1. 情報の積極的な収集  
島根県及び島根県教育委員会のホームページでは、逐次新しい情報を提供するので、積極的な情報の収集に努めること。
2. 手洗い、うがいの励行  
児童生徒に対し、日頃から、手洗い、うがいなどの一般的な感染症予防対策を徹底させること。
3. 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底  
野鳥には近づかないこと。万が一近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする事。  
野鳥の排泄物等には触れないこと。万が一触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする事。  
死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、学校や教育委員会、獣医師、家畜保健衛生所または農林振興センターに連絡すること。  
不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。
3. 飼育動物の適切な管理  
学校で鳥類を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。また、放し飼いは行わないようにするとともに、飼育施設の点検（トタン屋根の設置、ネットの破れの点検等）および飼育動物の異常の有無の定期的な確認を行うこと。  
あわせて、飼育施設の周囲に餌や生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かないこと。
4. 正しい知識の普及  
鳥インフルエンザは、これまで鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染したという事例の報告はないこと。  
鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂等に惑わされず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

本件連絡先 教育庁保健体育課  
健康づくり推進室 菅原・千原  
電話 0852-22-5425  
FAX 0852-22-6767